

## 2 生徒指導危機管理マニュアル（いじめ防止基本方針）

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

いじめは、どの学校にもどの学級にも、どの子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識に立ち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、全ての教職員が組織的に以下のことに取り組む。

#### <いじめの基本方針>

- ・いじめ問題対策チームを常設し、『いじめを見逃さない、許さない学校』づくりを推進する。
- ・外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、『風通しのよい学校』づくりを推進する。
- ・組織的な生徒指導体制をとり、児童が安心して学ぶ環境を整える。
- ・全教職員が、児童一人一人を大切にす意識や態度で児童と接する。
- ・いじめが解決しても継続して必要な指導を行う。
- ・きめ細やかな実態把握に努め、児童理解の会だけでなく、日常的に情報を全教職員で共有する。

### 3. いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

#### （1）本校のいじめ問題対策チームの構成員（いじめ防止対策推進法第22条より）

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・教務主任 ・教育相談担当 ・担任 ・養護教諭
- ・いじめ対応アドバイザー ・心の相談員 ・スクールカウンセラー
- ・必要に応じて保護者代表としての育友会会長や外部機関

#### （2）対策チームの役割

- ・いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、組織的に迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・役割の明確化  
校長：総括  
教頭：事実関係及び指導経過についての情報記録，全職員への伝達，地域への説明  
教務主任：いじめ発生クラスの周辺児童への聞き取り  
生徒指導主事：加害児童への聞き取り及び指導  
当該学級の担任，養護教諭：被害児童への聞き取り，心のケア，保護者の説明  
いじめ対応アドバイザー：対策チームへの指導・助言

### 4. いじめの未然防止

#### （1）いじめを許さない見逃さない雰囲気づくり

- ・『社会で許されない行為は、学校においても許されない』という毅然とした態度で指導する。
- ・道徳や学級活動等でいじめの定義や傍観者もいじめに加担していること等を指導する。
- ・児童の様子について、日常的に情報を交換する。

#### （2）わかる授業づくり

- ・全ての児童が達成感（わかった）成就感（できた）を味わうことのできる授業を工夫する。
- ・教職員が木場小スタンダードをもとに、お互いに意見を認め合い尊重するような雰囲気作りを組織的に行い、授業改善を図る。

#### （3）道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・本校の道徳教育の重点指導内容の「親切、思いやり」「よりよい学校生活，集団生活の充実」をもとに各学年の重点目標を定め、児童自身の生活をふり返らせる道徳の授業を行い、道徳的実践力を養う。
- ・人権週間に合わせて、人権感覚を磨く取組を行う。

#### （4）生徒指導の3機能を生かした授業づくり・学級づくりの推進

- ・授業づくり学級づくりの中で児童が他者の役に立っていると感じる機会を設定し児童の自己有用感を高める。又、困難な状況を乗り越えるような体験の機会も意図的に設定する。
  - ・児童会縦割り活動や、異学年交流等の充実、児童の自発的な活動を核にした児童会活動の充実等に取り組む。
- (5) その他
- ・情報モラルの指導を計画的に行う。
  - ・教師の不適切な認識、言動、差別的な態度や行動がないか確認する。

## 5. いじめの早期発見

- (1) 小さなサインを見逃さない取組
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
  - ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
  - ・児童理解の会を定期的で開催し、学級の様子や児童の実態などについて、教職員で共通理解を図る。
  - ・保健室や相談室での児童の様子について情報を収集する。
- (2) 定期的な実態調査の実施
- ・いじめアンケートを定期的に行い、その結果を踏まえて、担任との個人面談の時間を取り、児童の悩みや交友関係を早期に把握する。
  - ・いじめ問題対策チームの会を定期的に行い、子ども達の実態について情報収集し、早期対応に努める。
- (3) 教育相談体制の充実
- ・アンケートや面談の結果をもとに、教育相談を実施する。
  - ・児童及びその保護、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。
  - ・教育相談員や養護教諭等から定期的な情報収集を図る。
  - ・いじめ対応アドバイザーによる指導・助言を受け、いじめ問題への対応力向上を図る。

## 6. いじめに対する措置

- (1) いじめに対する組織的対応
- ・いじめに関する情報を把握した場合には、いじめ問題対策チームで協議し、対策を講じる。
  - ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに概要を小松市教育委員会に報告する。
  - ・いじめ問題発生時、個別案件対応班における対応に関する指導・助言を受ける。
  - ・いじめ防止などの取組についてPDCAサイクルで検証をする。
- (2) いじめられている子どもや保護者への対応
- ・いじめの訴えだけでなく、どんな小さな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
  - ・いじめられている子どもを必ず守るという姿勢、及び安全・安心を確保する。
  - ・いじめに対して、一人で悩まず保護者や友人・教職員などの誰かに相談することを日頃から十分に指導する。
  - ・いじめられている子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
  - ・いじめについて学校が把握している事実や内容を隠さずに伝える。
  - ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
  - ・家庭との連絡を密にし、必ず子どもを守るという姿勢を示し、子どものどんな小さな変化についても気にかかけ、何かあったら学校に相談できるようにする。
- (3) いじめている子どもや保護者への対応
- ・いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
  - ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
  - ・自らの行為がいじめにあたることを十分に理解させる。
  - ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
  - ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも充分話し合うように要請する。
  - ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて、関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
  - ・家庭と連携して、いじめの早期解決を図る。

- ・いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・「はやし立てる」「見て見ぬふりをする」などの行為は、いじめに加担している行為だということを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に行う。
- ・グループチャット機能を使用した仲間外しなどは、被害児童及び加害児童双方から十分に聞き取りを行い、事実関係を明らかにし、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、授業参観後の講演会などを通して、保護者にも理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・「ネットいじめ」の対応を迅速かつ適切にするために、保護者や関係機関と連携する。
- ・児童の生命や身体または、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに関係機関や所轄警察署に報告し、適切な援助を求める。

#### (6) 重大事態への対応

##### 定義

いじめ防止対策推進法第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

##### ○調査

- ・重大事態が発生した時は、小松市教育委員会に状況・学校の対応方針（第一報）を速やかに報告する。
- ・学校が調査を行う場合は「いじめ問題対策チーム」を母体として速やかに組織を立ち上げる。
- ・被害児童・保護者の思いを踏まえると共に調査の公正性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- ・第一報後、対応の中間報告、完了報告をする。いじめ・一時保護に関しては報告用紙も提出する。

##### ○情報の提供

- ・学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

##### ○調査結果

- ・調査結果は小松市教育委員会に報告する。

##### ○再発防止

- ・調査結果を踏まえて、当該重大事態と同様の事態に対して再発防止のための必要な取り組みを進める。

#### (7) 年間計画

月	内容	月	内容
4	授業規律の確認	10	木場っ子アンケート②
5	生活のきまりの確認	11	木場っ子アンケートからの検証・修正
6	木場っ子アンケート①	12	人権集会・縦割り活動
7	木場っ子アンケートからの検証・修正	1	いじめ対応アドバイザー研修②
8	いじめ対応アドバイザー研修①事例検討	2	
9	授業規律の確認	3	年間活動の見直し 次年度の計画立案

(8) 連携図

